

平成17年6月6日

中小企業庁事業環境部金融課  
基本政策部会事務局御中

全国銀行協会

「信用補完制度のあり方に関する検討小委員会とりまとめ(案)」  
に対する意見の提出について

今般、当協会では、平成17年5月23日(月)付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以上

信用補完制度のあり方に関する検討小委員会とりまとめ（案）に対する意見

全国銀行協会

1. 氏名	全国銀行協会
2. 連絡先	全国銀行協会 業務部 以下 略
3. 職業	業界団体
4. 意見（該当箇所、意見内容、理由）	別紙参照願います

「信用補完制度のあり方に関する検討小委員会とりまとめ（案）」に対する意見

全国銀行協会

該当箇所	意見	理由
<p>.信用補完制度の見直しの課題と対応策</p> <p>1.包括的な運用改善による利用者の利便性向上</p> <p>(1)経営支援・再生支援に係る金融関連サービスの強化</p> <p>再生支援の強化</p>	<p>保証付き債権の譲渡の弾力化に際しては、譲渡先を中小企業基盤整備機構の出資先や整理回収機構に限定したり、中小企業再生支援協議会の再生計画に基づく場合に限定することのないようお願いしたい。</p>	<p>譲渡先の債権管理能力や譲渡理由の妥当性等につき一定の要件やチェック手続きを設けることは必要と考えるが、昨今の民間ファンドや民間サービスの回収実績や民間金融機関からの債権譲渡手続きの安定化等に鑑みれば、必ずしも中小企業基盤整備機構の出資先や整理回収機構に限定したり、中小企業再生支援協議会の再生計画に基づく場合のみに限定する必然性は乏しく、むしろ、民間金融機関の不良債権の最終処理の促進や回収極大化に反することのないよう留意すべきであるため。</p> <p>また、後段の「担い手の多様化」でファイナンス会社も新たに保証付き債権の原債権者として容認される場合には、それとの平仄も望ましいため。</p>
<p>1.包括的な運用改善による利用者の利便性向上</p> <p>(1)経営支援・再生支援に係る金融関連サービスの強化</p> <p>再生支援の強化</p>	<p>求償権の放棄の弾力化に際しては、法的処理や中小企業再生支援協議会の再生計画に基づく場合に限定することのないようお願いしたい。</p>	<p>求償権の放棄の妥当性等につき一定の要件やチェック手続きを設けることは必要と考えるが、昨今の民間金融機関等による私的整理の再生計画や債権放棄手続きの安定化等に鑑みれば、必ずしも中小企業再生支援協議会の再生計画に基づく場合のみに限定する必然性は乏しく、むしろ、民間金融機関等や保証協会自体の不良債権の最終処理の促進や回収極大化に反することのないよう留意すべきであるため。</p>

該当箇所	意見	理由
<p>1. 包括的な運用改善による利用者の利便性向上 (3)保証協会の事務の簡素化・効率化(電子申請等のIT化)</p>	<p>電子申請について金融機関との調整を進め、H17年度中に速やかに導入すべきであるとの記載があるが、以下に修文すべきである。 「今後、利用者の利便性・効率性を高める仕様を策定した上で、速やかな導入を進める必要がある」</p>	<p>利用者の利便性向上の観点から、IT化を推進する必要があるとの指摘に異論はないが、利用者である金融機関や中小企業者の利便性・効率性を高めるべきである。</p>
<p>1. 包括的な運用改善による利用者の利便性向上 (3)保証協会の事務の簡素化・効率化(電子申請等のIT化)</p>	<p>申込書類等の書式・必要書類等の全国的統一を実現し、同時に審査体制の迅速化、効率化を図るべきである。</p>	<p>各信用保証協会により書式等が異なるのは極めて非効率であり、金融機関、中小企業の混乱を招いている。これらの全国的統一を図り、かつ事前相談制度等を発展させていくことにより、審査体制の迅速化・効率化を図るべきである。</p>
<p>1. 包括的な運用改善による利用者の利便性向上 (3)保証協会の事務の簡素化・効率化 リスク評価システムの活用</p>	<p>CRD以外にも様々な信用リスクデータベースが整備されつつある中、CRD導入行と非導入行とで、実務的な負担に差が生じることは避けるべきである。</p>	<p>全ての金融機関がCRDを導入しているわけではないため。</p>

該当箇所	意見	理由
2.金融機関との適切な責任 分担と協調のあり方 (2) 具体的方策	<p>負担金方式において負担する「一定割合」には、代位弁済率に加え担保からの回収率を反映させるべきである。</p> <p>また、回収率を反映させるためには、回収率の定義や算定方法の基準設定等について十分な時間をかけて検討する必要がある。</p>	<p>リスクを把握するためには、デフォルト率と回収率を考慮する必要がある。したがってリスク分担を考える上でもこの両者は重要な要素である。今回の具体案においては、デフォルト率は代位弁済実績として明らかに反映されているが、回収率が反映されるのか否かは不明確である。保証付融資には無担保保証と有担保保証があり、それぞれの回収率は全く異なる。負担金に回収率を反映させないことは、保証協会と金融機関の間で、更には各金融機関の間においても、実務面からみて不公平な結果を招くことが明確なので、回収率を反映させるべきである。</p>
2.金融機関との適切な責任 分担と協調のあり方 (2) 具体的方策	<p>「部分保証制度」および「負担金方式」を選択制とするにあたっては、それぞれの新 BIS 規制・自己査定ルールおよび税務への影響について明確化していただきたい。</p>	<p>金融機関で両者を選択するための判断基準として、必須条件と考えられるため。</p>
2.金融機関との適切な責任 分担と協調のあり方 (2) 具体的方策	<p>今後、部分保証制度と負担金方式の各詳細の設計に進む際には、民間金融機関との実務者レベルの意見交換の機会を設け、検討期間およびその後の金融機関における実務対応準備期間を十分に確保していただきたい</p>	<p>各方式の妥当性、両方法間や各金融機関間の公平性等を判断する際には、各方式の回収体制や会計処理・自己査定・B I S の扱い等も見据えたうえで、各方式の算式・計数等につき、今後とも更に実務者レベルで多面的に慎重に検討する必要がある。</p>

該当箇所	意見	理由
<p>2.金融機関との適切な責任分担と協調のあり方 (2)具体的方策</p>	<p>保証割れ債権の回収・最終処理方法については、あらかじめ一律的な方法のみに限定するのではなく、複数の選択肢を用意しておき、債権毎の実態に照らして妥当な方法を債権毎に民間金融機関が任意に選択できるような制度としていただきたい。</p>	<p>保証割れ債権と求償権を協会サービスが一体的に回収・処理することが妥当なケースもある反面、保証割れ債権と当該民間金融機関の(当該同一債務者に対する)通常のプロパー貸出口とを当該民間金融機関等が一体的に回収・処理することが妥当なケースもあるため。また、併せて、民間金融機関が保証協会に回金すべき対象や回金割合の明確化・縮小化も、昨今の最終処理状況の変化に鑑みて検討願いたい。</p>
<p>2.金融機関との適切な責任分担と協調のあり方 (2)具体的方策</p>	<p>リスク分担の導入にあたっては、金融機関のシステム対応のために十分な準備期間を確保していただきたい。</p>	<p>方式の詳細が確定した後、更にシステム対応のために十分な準備期間が必要となる。少なくとも2年程度以上の準備期間は必要である。</p>
<p>2.金融機関との適切な責任分担と協調のあり方 (2)具体的方策 (3)中小企業者への配慮</p>	<p>リスク分担制度の対象となる保証制度や時期等の検討にあたっては、中小企業者への配慮の観点から、十分に関係者の意見を反映するようにしていただきたい。また、中小企業者やその業界団体に対し、行政サイドからも十分な周知徹底をお願いしたい。</p>	<p>リスク分担制度や保証料率の弾力化等が導入される場合には、無用な混乱を避ける意味からも、利用者である中小企業者に十分配慮するとともに、その制度の趣旨および内容が正しく理解される必要がある。</p>

該当箇所	意見	理由
<p>3.持続的な運営基盤の確立 (3)地方自治体による責任分担と制度融資</p>	<p>適切な責任分担を行う前提として、リスクに対する合理的なプライシングが必要となるが、市場原理に反した金利設定を行っている地公体制度融資等は廃止すべきである。</p>	<p>適切な責任分担を行う前提として、リスクに対する合理的なプライシングが必要となるが、地公体による制度融資の中には、政策的に著しく低金利に設定しているものが数多く存在し、金融機関にとって負担となっている。今回の制度見直しを機に、利用実績のないものも含め、地公体制度融資の見直し・廃止を検討すべきと考える。</p>
<p>4.信用補完制度の運営規律の強化と適切な評価 (1) 保証協会の運営規律の強化</p>	<p>中小企業へ資金交付後の定期的な面談等、保証協会側でも中小企業からの情報収集を強化していただきたい。</p>	<p>保証協会と中小企業との間の情報交換については、まだ不足している面があるため。例えば、中小企業の保有資産状況・保証人調査等、金融機関側に比べ、保証協会側で圧倒的に情報量が不足している面は否めない。</p>
<p>2 . 金融機関との適切な責任分担と協調のあり方 ( 2 ) 具体的方策</p>	<p>「部分保証制度」と「負担金方式」の方式統一の検討にあたっては、金融機関における選択の状況等を勘案し、金融機関に新たな負担を強いるような方式の一本化は避けていただきたい。</p>	<p>選択制でスタートした後、「部分保証制度」あるいは「負担金方式」のいずれかの方式に統一することとなると、統一方式を選択していなかった金融機関に、二重のシステム投資負担を強いることとなるため。</p>